

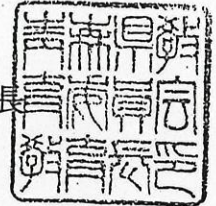


青教育第1528号

平成26年7月30日

青森県いじめ防止対策審議会会長 殿

青森県教育委員会教育長



## 諮 問 書

県立八戸北高等学校で発生した重大事態の事実関係を明確にするための調査に関する次の事項について、別紙理由書を添えて諮問します。

- 1 いじめの有無に関する事実関係について
- 2 死に至った過程や背景について
- 3 再発防止策について

(別紙)

## 理 由 書

県及び県教育委員会では、本県の児童生徒の尊厳を保持するため、県・市町村・学校・家庭・地域住民その他の関係者の連携の下、いじめの問題の克服に向けて取り組むよう、いじめ防止対策推進法第12条の規定に基づき、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的に、青森県いじめ防止基本方針を平成26年6月に策定しました。

この基本方針の下、県全体として、いじめ防止についての取組を進めている最中、県立八戸北高等学校2年の女子生徒が、平成26年7月4日(金)4校時終了後から行方が分からなくなり、同月8日(火)、遺体で発見されるという痛ましい事案が生じました。

当該生徒については、1学年の時に生徒同士のトラブルがあったことは、確認できたものの、現時点では当該生徒が死に至った要因がいじめであると断定できる状態ではないと、学校から報告を受けております。

県教育委員会は、いじめにより当該生徒の生命に重大な被害が生じた可能性も考えられることから、保護者の意向を踏まえながら、本事案を重大事態として取扱い、青森県いじめ防止基本方針に則り、「事実関係を明確にするための調査」を実施することとし、「青森県いじめ防止対策審議会」を調査組織とすることとしました。

以上のことから、次の事項について調査審議をお願いするものです。

### 1 いじめの有無に関する事実関係について

当該生徒に対するいじめがあったのかどうか、あったとした場合、いつ(いつ頃から)、誰から、どのような態様であったか等について調査し、検証する必要があります。

### 2 死に至った過程や背景について

死に至った過程や背景について、得られた様々な情報を総合的に分析し、いじめが関係していたのかについて検証する必要があります。

### 3 再発防止策について

当該生徒の死を防ぐことができなかったことの考察を踏まえ、課題を見つけ出すとともに、再発防止のために何が必要かという視点から、今後の改善策について審議する必要があります。